

水俣市広告付番号案内表示システムの運用に関する要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、広告付番号案内表示システムの設置、保守等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 広告付番号案内表示システム

窓口で各種手続及び相談をする際の整理番号を表示し、音声案内をする装置等で、民間企業等の広告表示と併せて市の情報を提供するものをいう。

(2) 無償提供者

広告付番号案内表示システムに広告を掲載する者(以下「広告主」という。)を募集し、広告原稿を事前に確認及び校正し、その他広告主との調整を行う等広告掲載に係る一連の事業を行い、市に広告付番号案内表示システムを無償提供する事業者をいう。

(掲載を承認しない広告等)

第3条 次に相当する広告は、掲載を承認しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの又は選挙に係るもの

(5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの

(6) 社会問題についての主義主張

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(9) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるもの、並びにその他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、掲載広告として適切でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載に関する基準は別に定める。

(設置場所)

第4条 広告付番号案内表示システムの設置場所は、市民課及び税務課とする。

(設置期間)

第5条 広告付番号案内表示システムの設置期間は、5年間とする。

(無償提供者の募集)

第6条 無償提供者の募集は、市のホームページに掲載して行うものとする。

2 募集期間及び提出書類その他募集について必要な事項は、募集要領で定めるものとする。

(無償提供の申込み)

第7条 広告付番号案内表示システムの無償提供を希望する者(以下「申込者」という。)は、前条第2項に基づく募集要領に従い、関係書類を市長に提出しなければならない。

(無償提供者の審査及び決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込み内容等について審査し、無

償提供者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により無償提供者を決定したときは、申込者にその旨を通知するものとする。

(協定書の締結)

第9条 市長は、前条第1項の規定により決定した無償提供者と広告付番号案内表示システムの設置に関して協定書を締結するものとする。

(無償提供者の責務)

第10条 無償提供者は、次に掲げる責務を全て負うものとする。なお、各号に起因する損害が無償提供者に生じても、市はその責任を負わないものとする。

(1) 広告付番号案内表示システムの機器台数、設置方法、その他の仕様及び掲載する広告について、市と事前に協議し、承諾を得なければならない。

(2) 広告付番号案内表示システムの設置、撤去、原状回復、運用及び維持管理に必要な費用、消耗品等の交換、広告主の募集、行政情報及び広報映像の制作、更新、運用管理等の実施に要する費用の全てを負担する。

(3) 広告付番号案内表示システム一式の破損、障害及びそれに伴う事故等が発生したときは、その責任の一切を負い、速やかに解決に努める。

(4) 広告付番号案内表示システム一式に故障が生じた場合は、事業者の負担において速やかに復旧の適切な措置をとるものとする。

(5) 広告主の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を与えることのないように十分配慮しなければならない。

(6) 広告に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

(7) 広告及び広告主に問題が発生したときは、速やかに市に通知し、当該広告主の掲載された表示及び放送を直ちに停止するものとする。

(8) 広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において広告付番号案内表示システムを設置するものとする。

(使用の停止)

第11条 市長は、広告付番号案内表示システムを使用することが適切でないと認めたときは、使用を中止することができるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月17日から施行する。